

平成26年度  
香川大学大学院 香川大学・愛媛大学  
連合法務研究科入学者選抜試験（C日程）

**既修者試験問題**

民 法 (1枚)

会 社 法 (1枚)

民事訴訟法 (1枚)

**【注意事項】**

1. 監督者の「解答始め」という指示があるまで、この問題冊子をあけないこと。
2. 「解答始め」の合図により、全ての解答用紙に受験番号を記入し、解答する科目ごとに全ての解答用紙に下記の要領で解答科目名、問題番号を記入してから解答すること。
3. 解答用紙は6枚配布する。解答用紙は裏面を使用せずに、追加の用紙が必要な場合は、手を挙げてその旨を監督者に申し出ること。
4. 1枚の解答用紙には1科目のみ解答し、複数科目の解答をしないこと。
5. 解答用紙下部の 枚中 枚目 の箇所は、科目ごとに記入すること。
6. 落丁、乱丁、印刷不鮮明の箇所があった場合は、手を挙げて監督者の指示を受けること。
7. 問題の内容についての質問には一切応じないが、その他の用事があるときは、手を挙げて監督者の指示を受けること。
8. 一時退室する場合は、解答用紙および下書き用紙を裏返して机の上に置き、手を挙げて監督者の指示を受けること。
9. 試験開始後15分間、および試験終了前15分間は退室を認めない。
10. 退出時には、問題用紙および下書き用紙を持ち帰ること。

記

○法 第1問を選択する場合  
解答用紙 (科目名: ○法 第1問)

## 民法

以下二問のうち一問を選択して解答しなさい。解答に際しては、表紙の注意事項の通り、全ての解答用紙に科目名および問題番号を記入すること。なお、特に指示のない限り、特別法上の問題点は考慮する必要はない。

### 第1問

Aは甲土地を昭和55年の春頃から30年以上にわたり耕作している。

ところが、甲土地は昭和55年時点では資産家Bの所有でありその旨の登記もなされていた。もっとも、Bはどれが自分の所有地であるのか十分に把握していなかつたため、Aの耕作に対して異議を述べたことはなかった。その後Bは資産整理のために甲土地も含めた土地をまとめてCに売却し、甲土地については昭和60年12月1日にCへの所有権移転登記がなされた。

Cは平成20年3月12日に死亡し、妻D及び子E・Fが共同相続をした。

甲土地については、同年5月26日にFが単独で相続したかのように登記し、これをGに売却して同年8月23日に移転登記をしてしまった。

この時、AはGに対して移転登記の抹消を求めることができるか。

### 第2問

Aは、平成22年2月3日、BがCから2,000万円を借り入れるに際して、債権者Cとの間で夫Dを無権代理してD名義で連帯保証契約を締結した。

Dはこの無権代理行為について知ることなく、平成23年3月2日に何者かによって殺害され、妻であるAが2分の1、子であるE・Fがそれぞれ4分の1の割合で相続した。

この無権代理行為はE・Fの知るところとなり、Eは追認したが、Fは追認を拒絶した。

その後、Dを殺害した犯人がFであることが判明した。

この場合に、Cは連帯保証契約の有効な成立を理由に保証債務の履行を求めることができるか。

## 会社法

以下二問のうち一問を選択して解答しなさい。解答に際しては、表紙の注意事項のとおり、全ての解答用紙に科目名および問題番号を記入すること。なお、特に指示のない限り、特別法上の問題点は考慮する必要はない。

### 第1問

取締役の会社に対する責任（業務執行行為に関する任務懈怠責任）について、いわゆる経営判断原則を踏まえつつ論じなさい。

### 第2問

会社債権者の保護を目的とする会社法上の制度を2つ指摘し、その制度の内容を説明しなさい。

## 民事訴訟法

以下二問のうち一問を選択して解答しなさい。解答に際しては、表紙の注意事項のとおり、全ての解答用紙に科目名および問題番号を記入すること。なお、特に指示のない限り、特別法上の問題点は考慮する必要はない。

第1問 Xは、Yに対し、所有権に基づき甲建物の明渡しを求める訴えを提起した。第1回口頭弁論期日において、Xは、その請求の原因として、「Xは甲建物の所有者Aから1000万円で甲建物を買い受けた、Yは甲建物に居住して占有している。」と主張した。これに対して、Yは、原告の請求を棄却するとの裁判を求め、上記Xの請求原因を認め、YはXから甲建物を賃借したと答弁した。

第2回口頭弁論期日において、Yは、①XがAから甲建物を買い受けたことは否認する、②Aが甲建物の所有権者であったことは争うと、従前の主張を改めた。

設問(1) Yの第2回口頭弁論期日の①の主張は許されるか。

設問(2) Yの第2回口頭弁論期日における②の主張は許されるか。

第2問 XはAに対し、貸金債権100万円を有していた。そこで、Xは、Aに代位して、AのYに対する売買代金80万円の支払を求める訴えを提起した。設問(1)と設問(2)は独立した問い合わせである。

設問(1) 裁判所はXの請求を棄却するとのX敗訴の判決をし、その判決は確定した。この判決の効力はAに及ぶか。

設問(2) Aは、XY間の訴訟に独立当事者参加し、Xに対し、XのAに対する貸金債権100万円が存在しないことの確認を求め、Yに対し売買代金80万円の支払いを求めた。AのYに対する請求は重複起訴に当たるか。